

称名寺と極楽寺

— 称名寺とその博多に於ける殺生禁断管理権 —

佐藤 鉄太郎

Syoumyoji and Gokurakuji — Syoumyouji and that's Authority of supervision to take life in Hakata —

Tetutarou Sato

(2007年11月29日受理)

(一) 称名寺の成立について

博多の櫛田神社と大乘寺が隣りあって面している通りを北の方に進んでいくと称名寺が存在していた。称名寺は大水道の内側に接して創建された時宗の寺院である。称名寺は大正八年(一九一九)、同地から東区馬出松原に移転し、現在、その跡地は博多リバレイン、博多座の大型開発ビルと下川端町の商店街等からなる繁華街となっており、その跡地に称名寺の痕跡は全く残っていない。

称名寺について筑前國續風土記拾遺は次のように記している。

片土居町

稱名寺

金波山西岸院と號す。時宗相模國藤澤山清浄光寺に屬せり。本尊は阿弥陀佛妾藤森なりなり。元應二年當津の住称阿名阿と云父子此寺を建立し、乘阿上人を請して開山とす。施主二人の名の一字を取て寺号とせり。又所の名によりて土居道場ともいふ。寺傳に開山は乘阿弥陀佛一瀬和尚といふ。相模國人なり。侯野五郎景平か伯父一上人の法弟なり。文永三年に生まれ五十五にて入院す。在職ハ凡三十年貞和五年寂す。一説に開基は元應二年七月十八日と云。(1)

称名寺について、筑前國續風土記拾遺は以上のように記して、鎌倉時代の元應二年(一三二〇)に開基したと記している。また、筑前國續風土記も同様に記している。筑前國續風土記や筑前國續風土記拾遺が記しているように、鎌倉時代末の元應二年頃か、それよりももう少し古い鎌倉時代の末に創建された寺院であろう。一遍は、一遍聖絵に記されているように建治二年(一二七六)、九州に來り、各地で遊行を行った。⁽²⁾ この時、一遍は遊行の途中で筑前國の御家人に算を賦り、筑前國の御家人はそれを受け取っている。この筑前國御家人が時衆の活動を理解していなければこのような行為をする筈がなく、時衆の信仰が既に九州には広がっていたことを物語っているであろう。また、九州の有力守護であった豊後國守護の友友頼泰は一遍に衣服を喜捨し、皈依したことが記されている。一遍の九州遊行を機に時衆の信仰が九州各地に広まったであろうことは言うまでもないであろうが、それよりも前から時衆の信仰は九州に広がっていたようである。このような時衆の信仰の広まりからすれば、称名寺が創建された頃、九州第一の都市として発展を遂げようとしていた博多に、時衆の信仰者が増え、時衆の道場、寺院が創建されたであろうことは想像に難くない。文献には見られないが、博多には称名寺の他にも時衆の道場があったことが考えられ、時衆の信仰が広がっていたことが考えられる。時衆の道場は地名をとって名付けられる。例えば、京都には時衆の道場がいくつか有るために地名をとって、一条道場、四条道場、六条道場、七条道場のように名付けられている。称名寺は博多に設けられている道場であるから、称名寺が博多で唯一の道場であるなら、博多の地名をとって博多道場と称されてもいい筈であるが、そのようには称されてはいない。博多の地名の一つをとって土居道場と称されている。このことは博多には土居道場の他にも時衆の道場があったことを物語っており、博多に既に時衆がかなり広がっていたことを物語っている。

称名寺の山号寺号は「金波山西岸寺」という。この西岸寺の西岸は博多の西側を流れている那珂川の川岸、

つまり、博多の西岸に存在していることに由来して名付けられているのであろう。尚、称名寺の位置は那珂川を主体とすれば称名寺は流路の東側にあり、東岸となることから、西岸の寺号は直接、那珂川の流路に由来して名付けられているのではない。称名寺の寺号は単に地形に因んで付けられているのではなく、博多の中の西岸という位置に由来して名付けられている。称名寺の寺号が博多の中の位置で付けられていることは、称名寺が博多の中に於いて特定した役割を果たしていたことに因んで付けられていることを窺わせるであろう。また、西岸寺というような称名寺の寺号は博多の中には称名寺の寺衆と住み分けた区域に、西岸の称名寺と同じような役割をしている時衆の寺院が、称名寺と対で存在していたために名付けられたのではないかと、ということも窺わせるであろう。称名寺の寺号山号から博多に於ける時衆の広まりを以上のように見ていくと、十三世紀後半頃には博多に於ける時衆の活動はかなり盛んであり、時衆はかなり広まっていたことが推測され、称名寺の創建は筑前國續風土記、筑前國續風土記拾遺が記している鎌倉時代末の元応二年よりも、もっと古い十三世紀に遡ることも考えられるであろう。

尚、川添昭二氏は、筑前國續風土記拾遺が寺名の称名寺は施主の称阿、名阿父子の一字に由来する、としている記述について、「元応二年(一三二〇)称阿・名阿父子が施主となり、乗阿を開山として創建したから、父子の名を取って称名寺という、と伝えている。乗阿と称名寺との関係は、神奈川県藤沢市の時衆総本山清浄光寺しやうじやうこうじにある過去帳でわずかに推測され、右の所伝を裏付けることができるようである。」と述べられ、筑前國續風土記拾遺の記述をそのまま認められている。^③ 川添昭二氏がそのまま認められているように、筑前國續風土記拾遺が記している称名寺の寺名は称阿、名阿の父子の名称に由来しているのであろうか。また、俣野五郎景平の伯父としている乗阿と称名寺との関係が時衆過去帳から裏付けられるであろうか。

平成十九年現在で全国の称名寺、稱名寺という寺名の寺院を数えてみると百個寺を越えている。時衆やその元となっている念仏系の寺院でも称名寺という寺名は多い。その中でも時衆としては三河大浜の称名寺、越前武生の称名寺、同大飯の称名寺、播磨姫路の称名寺、叡尊が入って後に律宗となるがもともとは念仏系である武蔵金沢の称名寺等は著名である。これらの寺院は博多の称名寺と同名であるが、称阿、名阿とは関係ない。称名寺の寺名は他阿上人法語巻第一に「稱名念佛の行者」、「今は称名をおこたらずして」、「口稱名號のしたにさだまりたるなり」、「浄不浄をきはらず。稱名すべき」等とあるように、^④ 「南無阿弥陀仏」の名号をひたすらに称(となえる)ことを願って付けられた寺名である。念仏系の宗派は念仏を称えることを最も大切に、このことを願って付けられた寺名である。川添昭二氏は、称名寺の寺名は称阿、名阿に因む寺名であると筑前國續風土記拾遺が記している由来をそのまま認められているが、そのような事実はない。筑前國續風土記拾遺は博多の称名寺の寺名の由来が分からなかったために適当に記しただけであろう。

また、筑前國續風土記拾遺は、称名寺の寺伝は相模国の俣野五郎景平の伯父で、一遍上人の法弟であった「乗阿上人を請して開山とす」と、している。乗阿上人とは浄阿真観のことである。浄阿上人は上総国の出身で遊行二代上人他阿真教の法弟であり、浄阿は俣野五郎景平とは関係はない。浄阿上人は京都四条道場で賦算を行い、京都四条道場を隆盛に導き、活動は京都が中心であった。九州に巡教したことはなく、浄阿と称名寺は直接、関係ないのではなからうか。^⑤ 筑前國續風土記拾遺が記している俣野五郎景平に関係している人物は遊行四代上人の有阿呑海であり、呑海は景平の弟である。呑海は正安三年(一三一〇)、京都七条仏師から定朝の邸跡を寄進されて、ここに七条道場金光寺を建てた。呑海は九州を巡教しており、呑海が九州巡教を行ったことからすれば、浄阿上人より呑海の方が称名寺と繋がり可能性が強いであろう。^⑥ いずれにしても、筑前國續風土記拾遺が引用しているとしている称名寺の寺伝が事実、存在していたとしたら寺伝自体か、または寺伝が存在していないならば、筑前國續風土記拾遺が、浄阿と呑海をごっちゃにしてしまって前記のように記しているのであろう。従って、筑前國續風土記拾遺が記している称名寺の施主や開山についての記述を、以上のようにそのまま信用することはできない。また、川添昭二氏は、筑前國續風土記拾遺が記している乗阿と称名寺との関係について、時衆過去帳で一致し、所伝が裏付けられる、と述べられている。しかし、称名寺の開山として記している乗阿について、筑前國續風土記拾遺は「相模國人なり。俣野五郎景平か伯父一上人の法弟なり」と記している。これは先に記したように有阿呑海を浄阿真観と混同したのであり、この浄阿上人が称名寺と関係していることを時衆過去帳で裏付けることができるはずがない。この浄阿上人とは別に寺衆過去帳には「博多」と注記された乗阿弥陀佛が康安元年(一三六一)九月六日を初見として記載されている。これら乗阿弥陀佛は「博多」と注記されていることから、博多の住人であり、称名寺と関係があることが推定される。川添昭二氏はこの「博多」と注記された乗阿弥陀佛と浄阿真観とをごっちゃにして説明されているようである。浄阿真観と寺衆過去帳が「博多」と注記している乗阿弥陀佛とは全

く別人であることは云うまでもない。従って、川添昭二氏が説明されているように筑前國續風土記拾遺が記す称名寺の所伝が寺衆過去帳から裏付けられるということは有りえないことである。称名寺の開山が乗阿であるとすれば、その乗阿として寺衆過去帳の康安元年九月六日に「博多」と注記された乗阿弥陀佛も、可能性がある人物の一人と考えられないこともないが、この乗阿弥陀佛と浄阿真観とは全く別の人物である。称名寺の寺伝か、または、筑前國續風土記拾遺は称名寺の歴史を由緒付けるために、寺衆過去帳に「博多」と注記された始めの乗阿弥陀佛を浄阿真観、有阿呑海に結び付けて説明してしまったのではなかろうか。

事実、称阿という人物が称名寺の建立に係わっているとしたら、非常に希薄ではあるがその可能性のある称阿という人物がいないことはない。次の史料を見てみよう。

異国警固番役事、三ヶ月被勤仕候也、恐々謹言、

正応五閏六月十五日

称阿□□(在判)

原田四郎(忠俊)殿⁽⁷⁾

薩摩国御家人原田四郎忠俊が異国警固番役を三箇月勤仕したことについて発給された正応五年(一二九二)閏六月十五日の覆勘状である。発給者は称阿となっており、称名寺を建立した称阿と同名であり、この称阿は称名寺を創建した称阿と同じ鎌倉時代末期の人物であることから、同一人物の可能性はある。この称阿が称名寺に係わりがあるか、否かについて見てみよう。称阿は薩摩国御家人の原田忠俊の異国警固番役の勤仕について覆勘状を出しているから、薩摩国守護の島津氏か、その守護代であるが、薩摩国の覆勘状は守護代が発給しているから称阿は守護代である。川添昭二氏はこの史料について、「閏六月十五日 称阿 姓未詳、薩摩国の御家人原田四郎忠俊の異国警固番役三ヶ月勤務の完了を証す。」と外題、解説文を付けられ、称阿について姓未詳とされている。⁽⁸⁾

しかし、次の史料を見てみよう。旧記雑録前編巻一に記された島津道鑑國廻狩供人数注文書である。

殿御國廻共人数□□□

國廻狩御共人数事

(中略)

「兵衛入道称阿力」

酒匂兵衛入道代弾正左衛門尉兵庫充 上下卅人乗馬十一疋

「久兼入道兼阿力」

本田孫二郎 上下卅五人馬十一疋

(後略)⁽⁹⁾

この史料には酒匂兵衛入道と本田孫二郎が記されているが、朱書で、酒匂兵衛入道には「兵衛入道称阿力」、本田孫二郎には「久兼入道兼阿力」と注記されている。江戸時代の旧記雑録の編纂者の考証によって記されている注記である。本田孫二郎が本田久兼入道兼阿であることは間違いなく、従って、酒匂兵衛入道が酒匂本性であり、兵衛入道称阿であることも間違いは無いであろう。また、元寇以後の鎌倉時代末期の島津氏の守護代はほとんど酒匂兵衛入道本性が独占しており、この称阿は著名な酒匂兵左衛門本性であることは疑いえない。つまり、島津忠宗の守護代の酒匂本性は称阿という阿弥号(法号)を名乗っていることから時衆である。そして、酒匂本性が称阿という阿弥号を名乗っていることは時衆であったことを物語っているであろう。また、先に記した史料に酒匂本性とともに本田孫二郎「久兼入道兼阿力」が記されているが、また、本田孫次郎久兼は酒匂本性の後、南北朝時代の島津氏の守護代として活躍した人物である。本田孫次郎久兼については

「爲年来仁上、自幼少至干今、都鄙令随逐之間、存不便者也、兼阿一期之程、恩給地等不可有改動之儀」⁽¹⁰⁾

とあり、本田久兼も兼阿という阿弥号を名乗っているから酒匂本性と同様に時衆である。以上のように、鎌倉時代後期から南北朝時代、薩摩国の有力守護代の歴代がいずれも時衆であった。

少し長くなるが、次の史料を見てみよう。

浄光明寺大概由緒書扣写

一薩州鹿兒島松峰山無量壽院浄光明寺者、相州藤沢清浄光寺の直末也、開山を宣阿説誠和尚といふ、本鎌倉に住して一遍以前の道明(朋)衆也、嶋津氏の鼻祖豊後守忠久 頼朝卿長庶子、是を崇敬すること厚し、文治二年丙午の秋、忠久封を薩隅日三州 是を惣而嶋津之御庄といふ、に受て下國するの日、宣阿も亦俱二来れり、因一寺を建て浄光明寺と号し、是に居らしむ、既にして一遍上人、建治三年九月大隅國正八幡宮に参籠せらるるの日、八幡大菩薩御殿の金扉を開き尊容を現、神詠を示し給ふ歌に曰、十詞に南無阿弥陀佛

と唱ふれハ、なむあみたに生れこそすれ、是十念相傳の一流也と云々、夫より上人修行して薩州に来る、此時忠久の嫡孫下野守久經國家を知る、上人の道德殊勝なるを以、遂に一遍の門派と成る、弘安七年久經嚴考大隅守忠時十三回忌に當り、追孝の志を以大に當寺を再建して舊制を増し、六時の行法般舟三昧を修せしめ、薩隅日三州の小本寺たる事、本寺世々の證文明白也、遊行上人回國の時ハ數ヶ月淹留有而、盡夜六時禮讚の勤行賦華化益の道場也、忠久及び二代大隅守忠時・三代下野守久經・四代上総介忠宗・五代上総介貞久神祇を置て菩提所たり、此寺に住する者ハ、世々本寺の免許に依て惣金襴の袈裟を着、且傘・半畳輿を免さる、薩隅日ハ元來嶋津氏傳領の國たり、故ニ古來よりの法式を以、今に至り浄光明寺末寺頭・組頭たる事、本寺數多の文献炳焉也、浄光明寺由緒大概如件、

一浄光明寺

右、御元祖より五代迄之御牌所ニ而御座候、

忠久公 得佛道阿弥陀佛 御簾中 法名不知 畠山次郎重忠女

忠時公 道佛仁阿弥陀佛 御簾中 忍西 伊達入道念性女(妹力)

久經公 道忍義阿弥陀佛 御簾中 妙智 相馬小次郎左衛門尉胤綱女

忠宗公 道義仲阿弥陀佛 御簾中 法名不知 三池空助入道道知女

貞久公 道鑑道阿弥陀佛 御簾中 法名不知 大友因幡守道德女

右五代御簾中様御牌者無御座候、

(以下略)⁽¹¹⁾

浄光明寺大概由緒書抄写によれば島津氏は忠久から貞久に至るまで、歴代にわたって時衆の信仰を熱心に行っていた。

また、島津下野三郎左衛門尉忠長の申状に「亡父下野入道道忍、去建治元年被仰付警固役、被差下鎮西畢、而道忍弘安七年、於役所死去之後者、雖爲不肖、宛于身二十余箇年、令勤仕彼役畢、」と記されたり、⁽¹²⁾ 旧記雑録 前編一 卷八の久經公御傳中に

弘安七年甲申閏四月廿一日、卒于筑前州筥崎役所、享年六十、法名道忍、號義阿弥陀佛、浄光明寺殿、と記されているように、島津久經は異国警固番役の役所の箱崎で生涯を送り、そこで死去している。⁽¹³⁾

その子島津忠宗も旧記雑録前編一 卷四に

忠宗公

久經公の長子、母ハ相馬小次郎左衛門尉胤綱女、享保中追諡して浄温院殿妙智神一房とす、神主を浄光明寺に立つ、建長三年辛亥生る、弘安元年戊寅久經公に従て筥崎津を鎮す、久經公薨して猶愛に有る事數年也、⁽¹⁴⁾

と記されているように、父久經と同様に異国警固番役の役所の箱崎で生涯のかなりの期間を過ごしている。このように島津久經、忠宗親子は建治以後二代に亘って箱崎の地で生活していた。箱崎は博多の東隣の地であり、箱崎の東よりの小松地域から博多まで国道三号線經由で二・七キロ、箱崎八幡宮の社頭から博多までは国道三号線經由で僅かに一・七キロでしかなく、現在でも徒歩三十分圏内であり、箱崎と博多とは一体の地とも言うべき地である。このような島津氏の時衆信仰に伴って守護代や島津氏の被官達が時衆の信仰を行っていたことを当然のことであろう。つまり、島津忠宗期の守護代の酒匂本性も熱心な時衆の信仰者であったであろうことが御分り戴けるであろう。また、酒匂本性は島津忠宗期の守護代や総地頭代として多方面にわたって活動している。島津久經や忠宗が異国警固番役やその他の職掌のために箱崎、博多に滞在していたことにもなって、酒匂本性は島津氏の任国である薩摩国に在国していただけでなく、箱崎、博多に滞在していたことは十分に考えられることである。つまり、時衆であった酒匂本性は称名寺が建立された博多と関係があった、つまり、酒匂本性が称名寺を建立するような環境はあったと見ることはできるのではなかろうか。酒匂本性が守護代として発給した覆勘状に以下の三通がある。

①正安四年(一三〇二)八月二十八日 延時三郎入道宛 薩摩国守護代酒匂本性石築地修理覆勘状⁽¹⁵⁾

②嘉元三年(一三〇五)閏十二月二十九日 下野彦三郎左衛門尉代官宛 薩摩国守護代酒匂本性異国警固番役覆勘状⁽¹⁶⁾

③延慶三年(一三一〇)十二月十五日 比志嶋孫太郎宛 薩摩国守護代酒匂本性異国警固番役覆勘状⁽¹⁷⁾

①、②、③の覆勘状は薩摩国の異国警固番役の地において酒匂本性が発給した覆勘状である。①の石築地修理覆勘状は酒匂本性が箱崎に於いて発給した覆勘状である。

しかし、異国警固番役は嘉元二年(一三〇四)十二月晦日より、それまで今津後浜、青木横浜、生の松原、姪浜、博多、箱崎、香椎前浜を国別に分担し、警固していた制度から、九州を五番に編成し、博多に滞在し、

警固する制度に変わる。従って、薩摩国の異国警固番役の勤仕地もそれまでの箱崎から博多に滞在、勤仕する体制に変わっている。薩摩国守護代酒匂本性が発給した②、③の覆勘状はその嘉元二年十二月晦日より後に発給された覆勘状である。従って、酒匂本性が発給した②、③はいずれも薩摩国の異国警固番役の勤仕地が箱崎から博多へ変わった後に発給された異国警固番役覆勘状であるから、酒匂本性が薩摩国守護代として博多に於いて発給した異国警固番役覆勘状である。つまり、酒匂本性はそれまでの箱崎から変って博多に滞在していたことになる。

次の史料を見てみよう。

依今度京都騒亂事、被馳参間、奉付着到、注進申公方候了、仍執達如件、
元徳三十月廿九日 本性
比志嶋彦太郎(義範)殿⁽¹⁸⁾

後醍醐天皇の元弘の変によって、薩摩国御家人の比志嶋彦太郎(義範)は博多に馳せ参じ、酒匂本性がその着到をつかさどり、鎮西探題の北条英時に注進するとしている着到受取状である。酒匂本性は博多に馳せ参じて来た薩摩国の御家人の着到をつかさどっているのであるから、博多において守護代としてその職務を行っていることは当然であり、このことは、酒匂本性がこの時期、博多に滞在していたことを物語っている。

酒匂本性はその外、異国警固番役を勤仕した薩摩国の御家人に対して、守護代として覆勘状を発給しているが、覆勘状の発給は薩摩国の異国警固番役の勤仕の地である箱崎に於いて発給したものであろう。つまり、覆勘状の発給を行う時、酒匂本性は箱崎に滞在していたのであろう。薩摩国の異国警固番役勤仕地である箱崎に於いての守護代としての職掌は覆勘状の発給だけでなく、元寇防塁の修理の指示、監督等多方面にわたっている。酒匂本性が箱崎に滞在しなければならない期間は多々あったことが推定される。酒匂本性がこのような箱崎に居留していたことは博多と一体の地に居留していたと言っても過言ではない。そして、嘉元二年十二月晦日より以後、酒匂本性はそれまでの箱崎に変って、博多に居留するようになっている。酒匂本性は博多と非常に関係が深かったことは明らかである。

鎌倉時代に時衆教団の発展に寄与した武士達について見てみよう。鎌倉時代に時衆教団の発展に大きく寄与した武士としては、俣野彦太郎、藤沢四郎太郎、出雲五郎左衛門入道、雅楽助、武田小五郎入道教阿をあげることができる。これらの人々について見てみると、

- 俣野彦太郎 俣野彦太郎は楠木合戦注文に幕府方の軍勢として次に記している藤沢四郎太郎とともに記されている。俣野彦太郎は相模国俣野荘を本拠地とした有力御家人であり、在京御家人である。⁽¹⁹⁾
- 藤沢四郎太郎 藤沢四郎太郎は相模国藤沢を本拠地にした有力御家人であり、在京御家人である。有力得宗被官の諏訪氏の一族である。諏訪神家である。一族に御内人の神四郎入道がいる。⁽²⁰⁾
- 出雲五郎左衛門入道 相模国波多野荘を本拠地とした有力御家人で、得宗被官である。浄阿上人伝に「頭人波多野出雲入道法名道憲」とある。頭人とは六波羅引付頭人のことである。⁽²¹⁾
- 雅楽助 六波羅探題奉行人である。在京御家人である。⁽²²⁾
- 武田小五郎入道教阿 法語巻六 真教に皈依 得宗被官・御内人である。⁽²³⁾

これらの武士達の内、俣野彦太郎、雅楽助の二人は得宗被官であることを検証できないが、有力御家人であり、他はいずれも有力御家人にして得宗被官という特徴がある。有力御家人、得宗被官の身分にあった武士達が即、博多に於いても時衆の勢力の伸張に活動したかどうか、史料はない。しかし、称名寺や時衆の慈善救済活動が博多の都市生活を維持していくためには必須である以上、蒙古襲来後、博多という大都市を建設し、その支配者となった鎮西探題とその被官である御内が称名寺と時衆を支援したのは当然であったと考えるべきであろう。

酒匂本性の先祖は相模国酒匂郷の出身の御家人であろう。相模国酒匂郷を本拠地とした武士に在京御家人の酒匂中務入道がいるが、酒匂中務入道は得宗被官と断定はできないが、得宗被官の可能性はある。⁽²⁴⁾ つまり、酒匂中務入道は前記した御家人とともに、当時、京都に於いて隆盛を始めた時衆の支援者であった可能性がある。酒匂本性と酒匂中務入道とが同族であることから、酒匂本性は酒匂中務入道、もしくはその一族と交流があったことは当然のことである。つまり、酒匂本性は酒匂中務入道、もしくはその一族から京都の時衆の活動についてその事情を聞き及んでいたことは十分に有り得たことである。こうしたことから酒匂本性が箱崎や博多の時衆の活動を積極的に支援していたであろうことを裏付けることができるであろう。島津忠宗期の守護代であった酒匂本性について以上のように見てくると、称名寺の創建を行ったと寺伝に記されている称阿とは酒匂本性であり、称名寺の創建を行ったのは酒匂本性であると推定することも出来るであろう。

(二) 称名寺と博多に於ける殺生禁断管理権

称名寺の境内は大正八年東区馬出に移転するまで存続していた江戸時代の範囲よりかなり広がったようである。称名寺は江戸時代の絵図では、櫛田神社、大乘寺が面している通りよりも一つ西側の通りに面しているように描かれている。櫛田神社、大乘寺の前を通る通りに面しては大水道の南側に接して光泉寺という寺があり、その光泉寺の裏側の通りに面して称名寺は光泉寺と同様に大水道の南側に接して存在している。光泉寺について、筑前國續風土記捨遺は

土居町下の光泉寺の項に於いて

「袖湊山と号す。稱名寺に属す。始は同寺の境内にありしか、いつの比こゝに移せしならん。寺内に文殊堂有。」⁽²⁵⁾
博多寺院(下)の光泉寺の項に於いて

「土居町下に在。袖湊山（註）と号す。時宗稱名寺の末なり。寛文年中の開基なり。始は本寺の境内に在しと云。寺内に文殊堂 地藏堂あり。」⁽²⁶⁾

と記している。これらの記述によれば、光泉寺は称名寺に属している寺であり、始は称名寺の境内にあったとし、称名寺の境内から何時頃か、今の地に移ったと記している。

光泉寺についてのこのような記事からすると、光泉寺は称名寺の塔頭であったのであろう。筑前國續風土記は称名寺について、「稱名寺と云。塔頭六坊、慶長年中迄ありしかとも、今は一坊もなし。」と記している。称名寺には慶長年中まで塔頭六坊があったと記しているのである。光泉寺は筑前國續風土記が称名寺に慶長年中まであったとしている塔頭六坊のうちの一つであろう。そして、筑前國續風土記捨遺は光泉寺が称名寺の境内にあった寺で、いつ頃にか現在の地の称名寺の門前に移ったとしているが、事實はそうでなく、光泉寺の位置は変わらず、塔頭であった光泉寺の境内までがもともとの称名寺の境内であったのである。或は光泉寺が移動したとしても、光泉寺は称名寺の境内の中で移動したのである。光泉寺の境内までが称名寺の本来の境内である。そのことは筑前名所図会の光泉寺についての次のような記述が証明している。筑前名所図会は光泉寺について、「光泉寺ハ片土居町にあり、稱名寺に屬す、此寺も土居の道場と稱す」と記し、光泉寺も称名寺と同じように土居道場と称しているとしている。つまり、光泉寺と称名寺はどちらも土居道場であり、両者は別々ではなく、一体であったことを記している。⁽²⁷⁾ 称名寺の境内は以上のように光泉寺の境内までであり、称名寺はもともと櫛田神社、大乘寺の前を通る通りに面した寺であったということになる。

もともと称名寺の境内と一体であった光泉寺の境内は江戸時代の絵図には非常に細長い地形に描かれているが、これらのことから称名寺のどのようなことが分かるであろうか。

筑前國續風土記捨遺は次のような称名寺の古文書を記している。

博多津土居道場同官内両門前（註） 在家（註）以下諸公役事。任先例被免除畢。
可被存其旨之由。依仰執達如件

天文四年七月九日

越中守

下野守(花押)

杉弾正忠殿⁽²⁸⁾

古文書には「博多津土居道場同官内両門前（註）」と記されている。土居道場とは称名寺のことであり、称名寺とその称名寺官内両門前（註）と記しているのである。官内とは称名寺が管理する地という意味であり、境内と称してもいい地域のことである。両門前（註）というのは称名寺が管理する地の両門、即ち、東門と西門の前という意であり、称名寺が管理する地、境内に東門と西門が存在していることが記されている。尚、称名寺は東向きの伽藍であり、東向きの地に東門と西門があるということは、東西に長い地形であることを表わしている。そして、その地形の東側に東門が、西側に西門が存在しているのである。つまり、この区域の両端の東側と西側に門が設けられているのはこの区域が閉鎖的に独立している区域であったことを物語っている。また、「土居道場同官内」とする表現は土居道場、即ち、称名寺そのものの境内と、称名寺が管理する別の区域とがあったことを表している。ただ両者は全く別々の土地ではなく、連続した土地であることを窺わせる表現である。従って、東西に長い地形で称名寺の境内と連続している土地は、江戸時代の絵図に描かれている光泉寺の境内に他ならない。同官内は称名寺の前、東側の光泉寺の境内となっている地域である。即ち、細長い光泉寺の境内は中世には称名寺の官内であり、称名寺の境内の一部として門前の地域であった。

そして、その土地の東端にある門が東門であり、その土地の西端にあった門が西門である。

後記する宋希璟の老松堂日本行録は称名寺について、「寺在閭閻中」と、称名寺の在り方を記している。⁽²⁹⁾ 閭閻とは門、木戸があって、家々が建ち並んでいる細長い路地状の街路のことである。称名寺には門、木戸があって、家々が建ち並んでいる細長い路地状の街路の奥にあると記しているのである。老松堂日本行録に、称名寺は閭閻の奥に在ると記されていることは先の史料に、同官内両門前^𠄎と記されている東西に長い地形が存在していたことや、後に光泉寺の境内となった東西に細長い地形の在り方と一致しており、中世の称名寺の景観を非常に良く描写している。

このような特徴のある称名寺の境内のあり方から、称名寺がどのような寺院であったかについて少し見てみよう。先の古文書には「土居道場同官内両門前^𠄎在家^𠄎以下諸公役事。任先例被免除畢。」と、記されている。また、老松堂日本行録には「寺在閭閻中」と、称名寺の境内の前には家々が建ち並んでいる細長い街路があったことが記されているが、これはどういうことを記しているのだろうか。東西に細長い地形の東側に東門が、西側に西門が存在しているのである。つまり、この区域の両端の東側と西側に門が設けられているということはこの街路が閉鎖的に独立していた区域であったことを物語っている。そして史料は、更に、称名寺とこの区域とその門前について「在家^𠄎以下諸公役事。任先例被免除畢。」と記している。この区域とその門前の区域に、住んでいる人々、諸職人、牛馬等については諸役の負担を免除すると記している。つまり、称名寺とこの街路区域とその門前の区域には諸税免除の特権が与えられているのである。この街路区域とその門前には称名寺に関係した人々や称名寺の庇護を頼った人々が住んで生活していたことは当然であるがそのような人々と、その他に諸職人と特記しているように種々の職人が居住していた。また、牛馬に負担させる諸税も免除すると特記されている。

博多は蒙古襲来後、鎮西探題が設置されて北条氏一族、鎮西探題の御内人、九州の御家人等多数の武士達が居住していた。南北朝、室町期の九州探題の時期に至っても同じような事情であったであろう。これらの武士達に馬は必需品であり、博多には多数の馬が飼われていたようであり、このような事情からか、博多の処々からは埋葬された馬の骨が発掘されている。しかし、ここに記されている区域の馬や牛は課役を免除するとあり、本来ならば課役の対象となる馬であるからそのような馬ではなく、使役用の馬であり、また、牛も同様に、使役用の牛である。馬牛を使役する目的は運送用や農耕用である。しかし、称名寺は博多の町中にある寺院であるから境内とその門前に農耕用の馬牛が多数いる筈はなく、ここにいる馬牛は都市の中で使役されている馬牛であるから、運送用の馬牛であると考えることが出来る。つまり、称名寺の境内、街路とその門前には多数の運送用の馬牛がいたことを物語っている。称名寺の境内、街路とその門前に多数の運送用の馬牛がいたことは、また、称名寺の境内、街路とその門前にこのような馬牛を使役して運送に従事していた人々が居住していたということである。つまり、称名寺の境内、街路とその門前に居住している住人、馬牛と職人についてわざわざ租税を免除するとしていることは、馬牛が運搬、運送の主たる手段である当時、称名寺が物資の運搬、運送について特権を持っていたことを物語っている。このような特権についての史料は、史料の蓋然性もあるのであろうが、博多に於いては称名寺にしか見られない。従って、称名寺とその関係者のみが博多の中で運搬、運送について諸税を免除されるという特権を与えられていたことになる。博多は当時、日本最大の貿易港である。そして、称名寺は貿易船が接岸する博多の海岸に最も近い位置にあった寺院である。このような地理的位置にあった称名寺とその関係者が運搬、運送について特権を与えられていたのである。

称名寺は何故にこのような特権を持っていたのであろうか。また、称名寺が運送についてこのような特権を持つようになったのはいつ頃であらうか。天文四年(一五三五)の史料に「任先例被免除畢。」とあることから、天文四年より以前に遡ることは言うまでもないであろう。称名寺とその関係者が馬牛についてこのような特権を持つようになったのはどのような理由からであらうか。運送や農耕の役用として使役されていた馬牛は、当然、ある程度の期間を過ぎると老齢化して使役に耐えなくなり、野山に捨てられるか、捨てられなくても屠殺されていた筈であり、また、病氣、疾患で使役に耐えなくなった場合も捨てられたり、屠殺されていた筈である。鎌倉時代や南北朝時代頃、野山に捨てられたり、屠殺される馬牛の数は、馬牛が運送や農耕の中心的な役割を担っていたためにかなりの数であったのであろう。例えば、忍性が野山に捨てられた馬を救済するために鎌倉の極楽寺に馬病屋を建てたことはそのような事情を物語っているであろう。因みに捨て馬牛は時代を問わずあった。現在でも捨て馬がいる。近年、九州に於いても、馬が放置されていたことが報道されていたが、後日、それは捨て馬であったことが判明した。博多が商業都市としての機能を維持し

ていくために多数の馬牛がいたということは、一方では、多数の捨てられた馬牛や遺棄される馬牛を引き取って、処分する、つまり、屠殺して解体することを生業とする人々がいなければならない事情を創り出す。屠殺して解体するような技術は誰にでもできるというような技術ではなく、特別な技術が必要である。また、馬牛の屠殺、解体は皮鞣(なめし)、膠の製造と一体となっていた職業である。

鎌倉時代や南北朝時代頃の博多の海岸は墓地であり、療病者や死体の捨て場でもあった。博多日記に次のようなことが記してある。⁽³⁰⁾

一或人ノ従女、去四日懸置頸ヲ見に行テ見程ニ、身毛ヨタテ覚ケルカ、ヤカテ勞ヲ付ケリ、カハル程ニ或僧一兩人、彼家主許ニ行、對面シケル時、彼従女勞シケルカ、ヲキアカリ、男ノ風情シテ、アフキ取ナヲシ、僧ニ向、色代シケリ、僧ヲ上ニ請シ、下ニ座シテ、カシコマリケル間、彼僧アヤシミテ、問云、何ナル人ニテ御座スルソト尋ケレハ、(中略)

我カ息濱ヲ打出シ時、夜フクルマテ、酒ヲノミ、水ノホシク候シヲ、吞スシテ打出テ死テ候間、水カホシク候トテ、水ヲコヒ、小桶ノ二桶ノミケリ、又我ハシヤウコニテ候、酒ノミ候ハントテ、酒ヲ提ノ一提ノミケリ、水ヲノマスシテ死テ候シ間、我ニハ常ニ水ヲマツリテ給候、又後生ヲ訪テ給候ヘト、彼僧達ニ語申ケリ、其又貳日、僧申云、カハル疋弱ノ女性ノ許ニ、御ワタリ候ハ、タカイ候ト申ケレハ、家ヲモタス候テ、如此候ト申ケレハ、家ヲツクリテマイラセ候ハント申テ、率都婆ヲ作テ、松原ニ立ニ行ケレハ、御共可仕ト申テ、タフレフシテ、シハシアテ、ヲキアカリ、彼勞サメ、又殊ニ漢字ヲカク時、我名ヲソトハニカハレ候ハヌト申ケレハ、ヤカテ名字ヲソトハニカキテ立ケリ、

博多日記は、或る人の従女、従女とあるから召使の女であろう、が四月四日、犬射馬場に梟された菊池一族の頸を見物に行ったところ、身の毛が立って、人の霊が乗り移った、と記している。長くなるので要点を述べると、僧達が、霊が乗り移った従女の家主の家に行って、その従女に直面したところ、従女に霊が乗り移り、霊は犬射馬場で打死した菊池武時の甥の左衛門三郎であると答えた。左衛門三郎の霊は僧達に鎮西探題を攻撃するために沖の浜を出陣した前夜、遅くまで酒を呑んでいたので喉が渇いていたが、水を飲まないで討死をしてしまったので自分にはいつも水を供えて下さい。また、自分の後生を訪って下さいと語った。僧達が左衛門三郎の霊に、か弱い女性にどうして乗り移ったのか、このようなか弱い女性に乗り移ったのは間違っていると言うと、霊は、自分は住む家を持っていないのでやむを得ずこのようにしたと語ったので、僧達は霊が住む家を作ってあげようということで、卒塔婆を作り、松原に立てに行った、と記している。

博多日記の以上のような話の前段はともかくとして、後段は僧達が左衛門三郎の霊が住む卒塔婆を松原に立てにいったことを記している。つまり、鎌倉時代は、松原は墓地であったことを記している。博多日記は博多で起きた出来事を記しているのであるから、ここに記してある松原は勿論、博多の松原である。聖福寺之繪圖には聖福寺の蓮池と元寇防塁との間は松原が描かれているように博多の海岸は松原である。当時の博多の海岸には松原が広がっていたようである。そして、博多日記はその松原が、鎌倉時代は墓地として使用されていたことを記している。

更に、博多日記は僧達が松原に左衛門三郎の卒塔婆を立てたことを記しているが、このことは左衛門三郎の霊の住む家、つまり、墓地を作った行為であり、埋葬の代償行為を行ったのである。また、左衛門三郎の霊の頼みに応じ、水を供えたり、左衛門三郎の霊が往生するように卒塔婆を立てていることは死者の供養を行ったり、死者を往生させる行為である。つまり、博多日記は、ここに記されている僧達が合戦で打死した人の供養を行ったり、往生できない人々の供養を行ったり、博多の松原に身寄りの無い人の埋葬を行っていることを記している。

このようなことを行っている僧達は云うまでも無く念仏系の僧であり、時衆の僧である。もう一つ、博多日記に記されている時衆の僧達は何故に犬射馬場に梟された菊池武時勢の左衛門三郎の霊に憑かれた見物の従女に係わったのであろうか。僧達は霊に憑かれた見物の従女の話聞いて、この従女と全く関係が無かったにも係わらず、この従女の家主の所に行ったのであろうか。そうではないであろう。博多日記は従女と僧達との関係については具体的には何も触れていないので、少し憶測となってしまうが、犬射馬場に梟された菊池武時勢の頸を見物していた従女と、時衆の僧達は同じ犬射馬場にいたという関係があったのであろう。僧達と従女とはそのような関係にあったからこそ、僧達は犬射馬場に梟された左衛門三郎の霊に憑かれた従女の家主を訪れたのではないのであろうか。つまり、僧達は犬射馬場にいて梟された菊池武時勢の頸の供養を行っていたのである。博多日記の従女についての記述は時衆の僧達の犬射馬場に於けるこのような活動を浮かび上がらせてくれるであろう。

もう少し称名寺や時衆の僧が梟された頸等に係わっている例を見てみよう。文明十年(一四七八)、山口の大名の大内政弘は少貳政資を筑前国から駆逐し、筑前に覇権を確立した。その大内政弘の側近に相良正任がいる。相良正任は大内政弘が筑前国を制覇した文明十年十月、大内政弘に従って博多に渡海し、聖福寺の塔頭継光庵に滞在した。その相良正任の日記である正任記に次のようなことが記してあった。⁽³¹⁾

十月三日 辛卯 天陰
一仁保新左衛門尉弘名頸事、自一昨日朔、至今日三个日、於土居道場 稱名寺、門前被掛了、則於當寺可孝養之由、御懇被仰付、千足被・了、守護代奉行、
十九日、丁未、天晴
一仁保十郎弘名事、依彦山座主頼有計略

文明十年十月、大内政弘は重臣の仁保弘名を斬り、その頸を称名寺の門前に一日から三日迄の三箇日間梟したことを記している。仁保弘名の頸が称名寺の門前に梟されているのは、博多市中で行われている処刑とその供養に時衆の僧達と称名寺が関わっていることに他ならないことを物語っている。

また、同じ時に送還されるために偶々博多に滞在した朝鮮の漂流民金非衣達が見聞したことが記されている。

金非乙介、姜衣、李正言、(中略)陸行二日至博多、聞大内殿與小二殿相戰、小二殿戰敗遁去、大内殿軍士散住諸家、一日見江上懸人首四、又一日梟首二、問之則曰、彼梟首者、乃小二殿人也⁽³²⁾

大内政弘勢は、「一日江上懸人首四、又一日梟首二」と、一日目は少貳政資勢の首四を、次の日は更に首二を江上に梟した、とある。朝鮮の漂流民達は江上に梟された少貳政資勢の首を見物したことを記しているのである。少貳政資勢の首を梟した江上の江とは博多のどこの川のことであろうか。江とは一般的には河川、特に大きい河川を言う。博多を流れる大きな河川は那珂川である。従って、この江は那珂川のことを指していることは言うまでもないであろう。大内政弘勢は討ち取った少貳政資勢の首を那珂川に梟しているのである。しかし、具体的には那珂川のどこに梟したのであるか。勿論、那珂川に梟したとしても何もない那珂川の川面に梟したのではない。称名寺は金波山西岸寺といい、称名寺が那珂川に面していた寺であるために、それに由来してこのような寺号山号が付けられたであろうことは先に見た。また、後で見るように、宋希環は老松堂日本行録に於いて「花柳満江寺」と、称名寺のことを江寺と詠んでいる。この江が那珂川であることは言うまでもない。称名寺の境内と那珂川とは一体となって美しい景観をしていたことを詠んでいるのである。称名寺の境内と那珂川とが一体となっているようなこのような在り方からすれば、大内政弘勢は討ち取った少貳政資勢の首を那珂川に梟したとしているが、その梟した場所は那珂川とは云え、先に大内政弘が称名寺の門前に於いて仁保新左衛門尉弘名の頸を梟したことを見たが、この場所と無関係な場所ではないだろう。つまり、称名寺の境内と那珂川とが一体となっている場所であろう。そして、このことも処刑とその供養に称名寺と時衆が関わっていることに他ならないことを物語っている。

話が少し逸れてしまったようである。話を元に戻そう。博多区古門戸町二十八番は称名寺と大水道を越えた北側と元寇防塁との間の位置にある。従って、この地域は、鎌倉時代は松原であった地域である。平成四年、この地域でビル建設に伴う発掘が行われた。二百二十七平方メートルの狭い地域の発掘であったが、この地域からは鎌倉時代頃の二体分の土壇墓(十二世紀後半、十三世紀前半)と頭頂骨のみが発掘された。本来は土葬墓であったと推定される土壇(十二世紀後半)、一体分の木棺墓(十三世紀前半)である。また、それ以外に人骨が発見されなかった二つの土壇墓(十二世紀前半、時期不明)が発掘された。これらの土壇墓の副葬品は土師器皿、和泉型瓦器皿のみであり、通常の埋葬墓に多く見られるような輸入陶磁器は全く伴っておらず、普通の町衆の埋葬墓であることは考えられず、遺棄された療病者や死体を松原に埋葬した墓地であることを物語っている。また、この地域の砂丘面からは埋葬された痕跡がない低温で焼かれている頭頂骨(十二世紀後半)や、埋葬された痕跡のない右側頭部の断片のみの人骨(時期不明)も発掘されているが、これについて大庭康時氏は「埋葬行為を行わない葬送すなわち、野辺の送りを済ませた遺体放置と考えることもできる。」と説明されているが、前者の焼かれている頭頂骨はともかくとして、後者は一々野辺の送り等の葬送を行わずに、松原に放置、遺棄されていた野捨ての死体の人骨であろう。⁽³³⁾

昭和六十三年から平成元年にかけて、綱場町一丁目八番地の発掘が行われた。同地は古門戸町二十八番地より三百六十メートル程東南東側になり、博多小学校内から発見された元寇防塁の遺構から昭和通りを隔てた南側の地域であり、鎌倉時代は松原であったと推定される地域である。この地域の砂丘面から、鎌倉時代の十二世紀後半の木棺に埋葬された人骨二体が発掘された。いずれも木棺は朽腐して無くなっていたが、鉄

釘が出土しているので木棺で埋葬されていることがわかる。その内の一体の右足の内側からは二体分の頭骨片が発掘された。木棺で埋葬された人骨と別の人骨であり、木棺で埋葬された人骨と別に埋葬されていた人骨であろう。更に鎌倉時代より前になるが、十一世紀の人骨であると推定される、うつ伏せになって、両手を胸の前で組むようにして、身体を伸ばして倒れていた人骨が発掘された。遺体に副葬品はなく、釘もなく、土壌の痕跡もなかったとある。⁽³⁴⁾ 従って、この人骨は埋葬された痕跡はなく、行き倒れか、遺棄された野捨ての死体の状態を推定させた。この人骨の状況からも先の古門戸町の人骨は野辺の送りを済ませた遺体放置ではなく、野捨てされて遺棄された死体や療病者の遺体と考えた方が妥当であろう。

以上のように博多日記や古門戸町、綱場町の発掘から分かるように、鎌倉時代頃や南北朝期の博多の海岸は松原であり、その松原は墓地であり、遺棄された療病者や死体の捨て場でもあった。そのような場所で遺棄された療病者や死体の処理をしたり、埋葬をし、供養していた人々がいた。鎌倉時代の後半頃から、そのような人々の中に博多日記に記されているような僧達が現われ、また、それらの僧に倣っていた人々がいた。これらの僧達は時衆の僧であり、また、それらの僧に倣っていた寺衆の人々である。

そして、当然のことであるが、海岸の松原はこのような場所であるが故に、馬牛の捨て場でもあったのである。そのために博多の海岸には必然的に馬牛の解体や捨てられた死者の処理を専門的に行う人々が、生活する場所とその組織を創っていたのであろう。馬牛の解体や捨てられた死者の処理行為は殺生であるために動物や死者の葬送行為を伴う。当時、捨てられた動物や死者の葬送行為に念仏して丁重な供養を行ったのが時衆の人々である。殺生である馬牛の解体、処理や死者の処理を職業とするような人々と時衆の人々とはそうした関係から結び付いたのであろう。その結果、博多の海岸の近くに時衆の人々が中心となって道場が創建され、その道場が称名寺であったのである。また、先に記した筑前國續風土記拾遺の光泉寺についての記述の中には地蔵堂があったことが記されている。地蔵菩薩像は死者の霊を弔うために墓地やその入り口に建てられることもある。光泉寺は称名寺の官内である。称名寺の官内に地蔵堂が建てられていたことは、称名寺とその官内と墓地であった博多の松原との以上のような関係を証明している。

また、馬牛の解体、処理を行う人々は当然のことであるが、馬牛の飼育と使役も行ったであろう。つまり、馬牛の解体、処理をおこなう人々、死者の処理を行う人々、それらの供養を行う寺衆の人々は称名寺の境内やそれと一体となった場所に住み着き、これが「博多津土居道場同官内両門前」と記された地域であろう。称名寺の境内と官内とその門前はこのような職業の人々が馬牛とともに居住している区域であるために、これらの人々と馬牛は、諸公役を免除する特権が与えられていたのである。

称名寺が捨てられた馬牛の救済だけでなく、療病者、貧窮者、乞食人等の慈善救済を行っていたことは次のようなことが証明している。筑前國續風土記拾遺は光泉寺の境内には先に見た地蔵堂だけでなく、文殊堂があったことも記している。叡尊、忍性が文殊信仰に基づいて慈善救済事業を行ったことについては、既に松尾剛次氏の研究があるので、文殊信仰と慈善救済事業との関係については、同氏の研究を参考にさせて頂く。光泉寺の境内に文殊堂があったことは、称名寺に於いて文殊信仰が行われていた。つまり、称名寺に於いて療病者、貧窮者、乞食人等の慈善救済活動が行われていたことを証明している。⁽³⁵⁾

鎌倉の極楽寺と鎌倉の海岸の殺生禁断の管理権について少し見てみよう。極楽寺と鎌倉の海岸の殺生禁断の管理権については、これについても既に松尾剛次氏の研究があるので、以下、同氏の研究を引用させてもらう。鎌倉の海岸に於いて屠殺、漁等の殺生を行うことについて、それを許可する権限、つまり、殺生禁断の管理権は忍性以来、極楽寺に与えられていた。足利尊氏が極楽寺に殺生禁断の管理の特権を与えていたことは良く知られている。殺生禁断権の管理(管領)権を与えられた極楽寺は認められた者だけに鎌倉の海岸に於いて屠殺、漁等の殺生を許可した。つまり、極楽寺は鎌倉の海岸に於いて、一般の人々が屠殺や漁等の殺生行為を行うことを禁止して、許可された人々だけが殺生を行うことができるようにしていた。極楽寺は鎌倉の海岸に於いて屠殺、漁等を職業とする人々に特権を与えていたのであり、その人々達だけがそのような職業に従事することが出来る特権を与えていたのである。殺生禁断を許可された者はその代わりに一定の金品を極楽寺に納めた。鎌倉の海岸に於いて、殺生禁断の管理者であった極楽寺と屠殺、漁等の殺生を職業とする人々とは以上のような関係にあった。

また、鎌倉の材木座の海岸に往阿弥陀仏が港湾施設として築いた和賀江島があり、和賀江島に面した海岸に浄土宗の光明寺がある。光明寺は日向延岡藩の藩主内藤家の菩提寺としても知られており、鎌倉の寺院のなかでも最大の伽藍を誇っている大寺である。その光明寺の境内には、もともとは極楽寺の末寺である万福寺があったという。極楽寺は忍性以来、鎌倉の和賀江島の荷役等の管理、維持についても特権を持っていた

という。万福寺は極楽寺が和賀江島の管理、維持のために和賀江島の前に置いた寺院であり、和賀江島の実際の管理、維持は万福寺が行っていた。以上が極楽寺と鎌倉の海岸の殺生禁断の管理権の内容である。⁽³⁶⁾

称名寺は博多の海岸の殺生禁断権の管理について、鎌倉の海岸に於ける極楽寺やその末寺の万福寺と同じような役割と権限を持っていたことが推定される。土居道場同官内両門前の在家 諸職人 牛馬 以下が諸公役事を免除されているということは、称名寺とその官内とその門前の人々、諸職人が博多の港湾としての役割をしていた海岸についても、管理権と同等に近い権利を持っていたことを窺わせる。称名寺やその官内とその門前の人々、諸職人、馬牛について、博多に於いて馬牛が最も重要な運搬、運送の手段である時、その馬牛に課す諸税を免除するということが、それだけでなく、その運搬、運送に携わっている人々の諸税も免除するということが、称名寺とその官内とその門前の人々、諸職人は博多の市中の運搬、運送を他の業者よりもはるかに有利に営業する権利を認められているということであり、尚且つ、称名寺は海岸に近い位置にあるという利点から、称名寺とその官内、その門前の人々、諸職人は博多の港湾の中心である海岸での運搬、運送を独占的に営業する権利を認められているも同然の状況であったことを物語っている。鎌倉に於いて極楽寺、万福寺が和賀江島の管理、維持を独占していた権限程ではなくとも、それとほぼ同様に、称名寺とその官内、その門前の人々、諸職人も博多の港湾の役割をしていた海岸や市中に於いて運搬、運送に特権を与えられて営業を行っていたのである。称名寺とその官内、その門前の人々、諸職人が博多に於いてこのような権限を獲得したのは、称名寺とその官内、その門前の人々、諸職人が博多の海岸部に於いて、捨てられた馬牛、海岸に捨てられた療病者、貧窮者、乞食人や捨てられた死体について、丁重な供養と葬送、施療等の慈善救済活動を行っていたため、その代償として海岸部の管理権的な権限が与えられ、また、それらと合わせて、馬牛を屠殺したり、解体処分したり、また、それに関連する皮鞣(なめし)、膠の製造等の職業に従事していた代償として馬牛の使役について特権を与えられたのであろう。博多は当時、日本最大の貿易港である。その博多において運搬、運送について諸税を免除されるという特権を与えられていた称名寺と時衆の利権は計り知れないものであったろうことが想像される。

そして、称名寺とその官内、その門前の地域の人々の博多に於けるこのような特権は時衆の活動に基づいて与えられた特権であるから、称名寺とその官内、その門前の地域の人々がこのような特権を持つようになったのは、称名寺と時衆の活動が博多の都市活動に於いて必要不可欠となった時期である。その時期は鎌倉幕府、鎮西探題による博多の都市構築が行われ、博多が都市として発展を始めた頃からであろう。鎌倉幕府が極楽寺の忍性に鎌倉の海岸の殺生禁断の管理権を与えたり、鎌倉の港湾である和賀江島の管理権を与えたのは、鎌倉幕府が鎌倉の下層民救済政策として極楽寺の忍性を通して鎌倉の都市周辺の職能民の組織を利用した代償であるという。鎌倉幕府、鎮西探題は鎌倉と同様に、博多に於いては都市の下層民対策として称名寺とその官内、その門前の住民、時衆、諸職人の組織を利用し、慈善救済活動を行わせ、その代償として称名寺、その官内、その門前の住民、時衆、諸職人に先に見てきたような特権を与えたのである。

注

- (1) 筑前國續風土記拾遺上巻 福岡古文書を読む会 文献出版 238頁
- (2) 小松茂美 日本の絵巻20 一遍上人絵伝 中央公論社
- (3) 川添昭二 九州の中世世会 海鳥社 188頁
- (4) 大日本佛教全書第67巻 名著普及会 5頁、14頁、15頁、21頁
- (5) 高野修 時宗教団史 岩田書院 37、38頁
- (6) 高野修 時宗教団史 岩田書院 53、54頁
- (7) 鎌倉遺文 17952 稱阿覆勘状案 正應五閏六月十五日 早稲田大学所蔵襍寝文書
- (8) 川添昭二 元寇防塁編年史料 福岡市教育委員会 264頁
- (9) 鎌倉遺文 30972 島津道鑑國廻狩供人数注文案 薩藩旧記前編巻10 山田
- (10) 南北朝遺文九州編 延文4年4月5日 島津貞久置文 本田兼阿宛
- (11) 旧記雑録前編一 巻四 鹿児島県史料 352 浄光明寺大概由緒書抄写 156・157頁
- (12) 旧記雑録前編一 巻十 鹿児島県史料 1079 嘉元三年二月日 島津下野三郎左衛門尉忠長申状 414頁
- (13) 旧記雑録前編一 巻四 鹿児島県史料 853 317頁 久經公御傳中
- (14) 旧記雑録前編一 巻四 鹿児島県史料 790 忠宗公の項 297頁

- (15) 鎌倉遺文 21224 正安四年八月二十八日 薩摩守護代酒匂本性石築地修理覆勘状 薩摩延時文書
- (16) 鎌倉遺文 22493 嘉元三年閏十二月二十九日 酒匂本性異国警固番役覆勘状 島津家文書・伊作家文書
- (17) 鎌倉遺文 24141 延慶三年十二月十五日 薩摩守護代酒匂本性異国警固番役覆勘状 比志島文書
- (18) 鎌倉遺文 31538 元徳三十月廿九日 薩摩本性著到状請取状 薩摩比志島文書
- (19) 大橋俊雄 時宗の成立と展開 吉川弘文館 108 頁
高野修 時宗教団史 岩田書院 43 頁
- (20) 大橋俊雄 時宗の成立と展開 吉川弘文館 108 頁
森幸夫 六波羅探題の研究 続群書類従完成会 43 頁、165 頁、290 頁
佐藤進一 鎌倉幕府訴訟制度の研究 岩波書店 74 頁
- (21) 大橋俊雄 時宗の成立と展開 吉川弘文館 109 頁
森幸夫 六波羅探題の研究 続群書類従完成会 91 頁、111 頁、172 頁
佐藤進一 鎌倉幕府訴訟制度の研究 岩波書店 74 頁
- (22) 大橋俊雄 時宗の成立と展開 吉川弘文館 110 頁
森幸夫 六波羅探題の研究 続群書類従完成会 212 頁
- (23) 大橋俊雄 時宗の成立と展開 吉川弘文館 125 頁
佐藤進一 鎌倉幕府訴訟制度の研究 岩波書店 73 頁
- (24) 森幸夫 六波羅探題の研究 続群書類従完成会 97 頁
- (25) 筑前國續風土記拾遺上巻 福岡古文書を読む会 文献出版 139 頁
- (26) 筑前國續風土記拾遺上巻 福岡古文書を読む会 文献出版 242 頁
- (27) 筑前名所圖會 春日古文書を読む会 文献出版 218 頁
- (28) 筑前國續風土記拾遺上巻 福岡古文書を読む会 文献出版 241 頁
- (29) 宋希璟 老松堂日本行録 村井章介校注 岩波文庫 青四五四 - 一 68 頁、202 頁、
- (30) 博多日記 金沢県立図書館所蔵コロタイプ版
- (31) 正任記 山口県史 史料編 中世 I
- (32) 成宗康大王實録 104
- (33) 博多 44 福岡市埋蔵文化財調査報告書第 393 集
大庭康時 都市「博多」の葬送 五味文彦・齋木秀雄編 中世都市鎌倉と死の世界 高志書院 128 頁
- (34) 博多 17 福岡市埋蔵文化財調査報告書第 245 集
- (35) 松尾剛次 持戒の聖者叡尊・忍性 吉川弘文館 116・117 頁、133 頁
- (36) 松尾剛次 中世都市鎌倉の風景 吉川弘文館 146 頁

尚、時衆過去帳は、大橋俊雄編著「時衆過去帳」時衆史料第一 時宗教学研究 所 を使用した。大橋俊雄編著「時衆過去帳」について、時宗教学研究 所に問い合わせたところ、同研究所の長澤昌幸先生に應對して戴き、同書は既に絶版である旨、御教授戴いた。そして、御多忙中にもかかわらず、御自分の研究に御使用されている同書をコピーして御送り戴いた。長澤昌幸先生の御高意に心より感謝申し上げますとともに記して謝し申し上げます。